参考資料

モバイル網固定電話に関する制度整備（NTT東西による他者設備利用関係）について

令和８年１０月
総務省
総合通信基盤局

モバイル網固定電話に関する制度整備（NTT東西による他者設備利用関係）

- ユニバーサルサービスとしてのモバイル網固定電話サービスが規定されることに伴い、固定電話サービスの円滑な移行のために、ワイヤレス固定電話と同等の条件で、NTT東西がモバイル網固定電話の卸提供を受けて（他者設備を利用して）提供することが可能となる規定も併せて整備（改正省令は本年11月1日施行予定）。
- 具体的には、NTT東西がワイヤレス固定電話を提供する際と同様に、以下の方針を定めているときは、卸提供を受けたモバイル網固定電話の提供を認めることとする。なお、認可に当たっては、ワイヤレス固定電話と同様に、設備調達（卸元事業者の選定等）の適正性確保や加入者保護等のために講じる具体的措置を確認する。
 - 光提供区域以外の区域での提供を基本とすること。
 - 光提供区域においては、以下の場合に限り提供すること。
 ① 光電話を勧奨した上で、利用者が希望したとき。
 ② 建物の状況等により光電話の提供が著しく不経済又は技術的に著しく困難なとき。
 ③ 災害等により応急的に提供するとき。

○日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則（※改正箇所は赤字箇所）

（法第二条第五項ただし書に規定する電話の役務をあまねく目的業務区域において適切、公平かつ安定的に提供することを確保するために必要があると認められる場合）

第二条の二　法第二条第五項ただし書に規定する電話の役務をあまねく目的業務区域において適切、公平かつ安定的に提供することを確保するために必要があると認められる場合は、**ワイヤレス固定電話役務**（電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第十四条第四号に掲げる電気通信役務をいう。）**又はモバイル網固定電話役務**（同令第十四条第五号に掲げる電気通信役務をいう。）（以下この条において**「ワイヤレス固定電話役務等」**という。）**を提供するために他の電気通信事業者の電気通信設備を利用する場合であつて、次に掲げる要件を満たす方針を定めているとき**とする。

一　**ワイヤレス固定電話役務等は、光提供区域**（地域会社が電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）第一条第二項第七号に規定するＦＴＴＨアクセスサービスを提供する区域をいう。次号において同じ。）**以外の区域において提供することを基本とすること**。

二　光提供区域においては、次のイからハまでのいずれかに該当するときに限り、ワイヤレス固定電話役務等を提供すること。

イ　利用者（電話の役務の提供を受けようとする者を含む。ロにおいて同じ。）に対し光電話役務（電気通信事業法施行規則第十四条第三号に掲げる電気通信役務をいう。ロにおいて同じ。）も提供することができる旨を勧奨した場合において、**当該利用者がワイヤレス固定電話役務等の提供を受けることを希望したとき。**

ロ　利用者の居住する建物の状況その他の特別の事情により、**光電話役務の提供が著しく不経済又は技術的に著しく困難であると認められるとき**。

ハ　災害その他非常の場合において通信手段を確保するために**応急的にワイヤレス固定電話役務等を提供するとき**。

（参考）モバイル網固定電話のユニバーサルサービス化に係る制度整備のイメージ

※情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会（第172回）資料抜粋

ユニバーサルサービスとしてのモバイル網固定電話サービス

① インターネットプロトコル電話用設備及び携帯電話用設備を用いる音声伝送役務であって、当該携帯電話用設備である端末系伝送路設備の一端を特定の場所に設置される利用者の電気通信設備に接続して提供するもの

② 基本料金の額が加入電話を超えない

③ 通常の音声伝送役務と緊急通報の双方を提供

ユニバーサルサービスとしての規律

- ①から③までに該当する役務を提供する事業者は、ユニバーサルサービスとして、契約約款の届出義務（法第19条）、提供義務（法第25条）、休廃止の周知・届出義務（法第26条の４）を負う
- ①から③までに該当する役務を提供する事業者は、当該役務に用いる設備について、技術基準の適合維持義務（法第41条）を負う
 - 責任分界点については、TAを端末設備として扱い、責任分界点が基地局とTAの間にあるものと整理する
 - 遅延とPOLQAを総合品質の指標とし、POLQA 3.1以上かつ遅延400ms未満（ともに95%値）を原則としつつ、POLQA 3.6以上を満たす場合、遅延を500ms未満（ともに95%値）まで許容する
 - 損壊・故障対策などの設備規律については、固定電話網や携帯電話網といった各区間の設備ごとにそれぞれ既存の規律がかかることとする
 - 緊急通報機能については、短期的には、現行サービスの仕様（音声伝送携帯電話番号による緊急通報やGPS・基地局の位置情報の通知）でユニバーサルサービスとしての早期の提供を可能とする
 - 基本機能のファクシミリについては、他の固定電話サービスと同様、ファクシミリによる正常な送受信が行えること
- 「固定端末系伝送路設備の一端の番号区画内への設置」の要件は課さない（番号区画外で利用者の端末設備等が利用されないようにするための技術的措置等を講ずることを求める）

NTT東西が卸提供を受けて提供する場合の規律

- NTT東西の自己設置要件の例外として、NTT東西が以下の方針を定めているときは、ワイヤレス固定電話と同様の範囲で、モバイル網固定電話のための携帯電話事業者の設備の使用を認める
 - 光提供区域以外の区域での提供を基本とすること。
 - 光提供区域においては、以下の場合に限り提供すること。
 イ　光電話を勧奨した上で、利用者が希望したとき
 ロ　建物の状況等により光電話の提供が著しく不経済又は技術的に著しく困難なとき。
 ハ　災害等により応急的に提供するとき。
- その際、設備調達の適正性確保のための具体的措置等を確認

該当すると見込まれるサービス

- homeでんわ（NTTドコモ）
- ホームプラス電話（KDDI）
- おうちのでんわ（ソフトバンク）
- 卸提供を受けて提供（NTT東西）

（参考）モバイル網固定電話の概要

■ モバイル網固定電話とは、**モバイル網（携帯電話網）により提供される固定電話**であり、 現在、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクによって、**NTT東西の固定電話より低廉な料金**で提供されている。

ネットワーク構成の例

